

日本代協事務局

- 損保ジャパン 個人分野の火災保険の基準代手率改定 (2021 年 1 月実施)
 - ・商品別基準代手率 (ポイントをかける前の率) を全体平均で▲1%引き下げ (ex.26.8%⇒25.3%)、建物を含む契約は築 15 年以上で▲1.5%、未満は据え置き、家財は一律▲1%
 - ・自然災害の多発による損害率の高止まり傾向を受け、商品価格への反映を抑えて長期的・安定的に供給できるようにするために実施
 - ・過去からの保険料の引き上げにより、改定後の手数料実額は過去数年の実績と同等

- 日本生命 LINE で保険提案 (日経朝 2020 年 6 月 25 日)
 - ・営業職員に配布している専用スマホを使い、LINE で提案書や販促用書類を送付できるようにする
 - ・コロナ禍を受けて非対面の営業活動を強化、TV 電話の活用も開始。今秋目途に展開

- 第一生命 オンラインで保険販売 (日経朝 2020 年 6 月 29 日) ⇒ 他社も同方向
 - ・スマホ等で一度もリアル対面を行わずに保険契約が完結できるスキームを導入
 - ・対象は、死亡保険や貯蓄性商品など全商品
 - ・40 億円を投じて営業職員に専用スマホを配布し、LINE やビデオ会議を利用して契約完結させる
 - ・現在生保新規契約のネット取引は全社ベースで 3%だが、第一生命は銀行、証券や海外生保などの動きも踏まえ、顧客の利便性向上のため、ネットを生かした販売方法の多様化を図る

- 損保ジャパンのサイバー保険 リスクに応じた保険料設定を実現
 - ・コロナ禍を受けて工場などの機器の遠隔操作や監視ニーズの高まりを受けて、リスクを定量的に計って保険料に反映する仕組みを構築、企業が対策を強化する動機付けに働く
 - ・業種や事業規模などから算出していた保険料をリスクに応じた算出方法に変える
 - ・日立ソリューションズがリスク評価で協力、米国セキュリティ大手パロアルトネットワークの技術を使って診断、1 年後に企業の対策が進んでいれば保険料を引き下げ
 - ・今後、インフラや医療分野での活用も見込む。2021 年から発売

○ 損保ジャパン 人につくモビリティ保険開発のために業務提携（2020年6月23日）

- ・損保ジャパンはKKスマートドライブと提携、所有から使用へという顧客の価値感や行動の変化に対応し、従来の自動車保険のような「モビリティ（移動体）につく保険」から、「人につくモビリティ保険」を2022年度中を目指して開発する
- ・今後は自動車だけではなく、自転車や公共交通機関など、あらゆる移動手段・移動サービスに対応できるような商品・サービスの開発を目指して、先ずは双方でデータの精度検証を進める
- ・顧客は、移動手段毎のリスクを認識していなくても何かあれば自動的に補償される方式で、加入もスマホで簡便にできるようにする。車を保有しない若年層や車を手放した高齢者などが最初のターゲット

○ コロナ休業 補償対象に（2020年6月30日日経朝）

- ・損保大で、新型コロナの感染者が店舗で発生し、休業した場合の損害を補償する保険を開発
- ・現在、自主的に20万円の見舞金を支払っているが、影響の長期化を考慮し、約款を変更して正式に補償対象に加える（注：背後には、生保と比べて新型コロナ対応の影が薄く、動きも遅い損保に対する金融庁の強烈的な圧力があつたのではないかとされています）
- ・MS&AD：2021年から企業向けの火災保険で、店舗で感染者が出て休業した場合の損害を14日間・500万円まで補償（ex.年33,000円で一日最大10万円の保険金）
⇒当初200万円予定・その後増額した模様
- ・TN：21年1月から企業向け火災保険の休業補償の対象に追加。引受業種も拡大
- ・SJ：21年1月から補償追加の方向で検討中

○ 金融庁 投信・保険（投資性商品）の手数料表示で共通ルールを提案（6/30日日経朝）

- ・金融庁は金融審市場WGの会合で、金融商品の販売時に顧客に丁寧な説明を促す共通書式を提案、顧客本位の業務運営を補完する位置づけ
- ・投信、貯蓄型保険、デリバティブなどを購入する際の個人が支払う手数料（fee）を共通の書式で示すよう促し、個人が手数料負担を比較しやすくする
- ・元本割れのリスクや利益相反の関係も分かりやすく示し、販売担当者が顧客の利益を最優先にしているか否かの判断材料にする
- ・2021年導入予定でWGは7月にも報告書をまとめる。法的拘束力はないが、従わない場合は理由を示す必要あり（注：実質強制。米国では先行して6月末から導入予定）
- ・同時に、分厚い目論見書などの書籍は電子化
- ・金融機関による手数料目当ての回転売買を抑え込む措置を監督指針に盛り込む
- ・長寿化で老後に備えて必要な資産を形成する環境を作ることは日本の喫緊の課題であり、金融商品の販売現場を顧客の利益を最優先する方向へ変革する

○ あおり運転の厳罰化を盛り込んだ道交法改正案 6月30日から施行

- ・あおり運転を「妨害行為」と規定、対象となる「他の車の通行を妨げる目的での逆走」「急ブレーキ」「車間距離不保持」「急な車線変更」「左からの追い越し」「ハイビーム」「執拗なクラクション」「幅寄せ・蛇行」「高速道路上の低速走行」「高速上の駐停車」の10種類の行為を提示
- ・免許は即取り消し、再取得できない期間は最大3年
- ・立件には「通行を妨害する意思」の立証が不可欠で警察はドライブレコーダーや防犯カメラの映像など客観的な裏付け捜査を強化、ヘリコプターと地上パトカーが連携して追跡する手法も導入
- ・罰則：3年以下の懲役または50万円以下の罰金、違反点数25点、欠格期間2年
高速上で相手車を停車させるなどの「著しい行為」は5年以下の懲役または100万円以下の罰金
違反点数35点、欠格期間3年
- ・あおり運転を唆した同乗者も同じ罰則と処分（加算はなし）
- ・なお、死傷事故時に適用される可能性がある改正自動車運転処罰法は危険運転の対象範囲を拡大して7月2日施行

○ 政府 少額決済の手数料引き下げへ（数年かけて導入）

- ・政府が夏にまとめる成長戦略の「実行計画」等の中で方針をまとめる
- ・キャッシュレス事業者が加盟店の口座に売り上げを送金する場合には、現在「全銀システム」を経由する必要があり、3万円未満の送金については1回につき200円～300円を事業者サイドが負担することになっている
この金額は40年以上も据え置きになっており、コスト構造が不透明との指摘がある
- ・政府は「全銀システム」とは別に新たなシステムの構築を検討し、フィンテック事業者も利用できるようにして少額決済の手数料を引き下げていく
- ・全銀システムに比べて性能は劣るが、低コストの仕組みを構築する

○ 大同生命 保険料支払いにデジタル通貨を活用する実験開始（2020年7月7日日経朝）

- ・ディーカレット（暗号資産交換会社）と組み、保険事業での実用化に向けた課題を洗い出す
- ・大同は法人契約中心だが、法人銀行口座ではネット決済が対応しにくい場合も多く、そうした契約先企業との間でデジタル通貨を活用できると判断
- ・本年7月から実験を開始し、2023年頃の実用化を目指す

○ 大手銀行 ネット手続きの利用拡大で店舗業務を効率化

- ・個人向け取引のネット手続きは大手行では 40%~50%を超えている実態
- ・三井住友銀は全国全支店で窓口の予約受付開始。店舗では投資コンサルなどの高度なサービスに注力し、手続きはネットに移行してリアルとネットの差異化を図る
- ・他行も同様の戦略であり、今後地銀にも広がる

○ 富士通 国内のオフィス面積を半減 在宅を基本とした働き方に改める

- ・2023 年 3 月末までに 120 万㎡の面積を半減させる
- ・自宅やサテライトオフィスで業務を行う体制に改める。在宅手当として月 5,000 円を支給
- ・働く時間制限がない「スーパーフレックス制度」を一部社員から導入。単身赴任も解消していくとともに、JOB 型雇用を幹部だけではなく一般社員にも広げる
- ・日立製作所なども在宅を基本とした働き方に改めていく
- ・不動産会社はこうした流れに警戒感を強めている（都心の空室率は 3 か月連続で上昇している）

以上